

平成 19 年 11 月 10 日 制定

平成 22 年 9 月 25 日 一部改正

平成 23 年 10 月 22 日 一部改正

学会賞審査委員会規定

第1条 学会会則第 8 条にもとづき学会賞審査委員会（以下委員会）をおく。

第2条 この委員会は、学会賞の受賞者を決定する。

- (1) この賞を、「日本音楽教育学会学会賞」と称する。（名称）
- (2) 学会 40 周年を記念して日本の音楽教育研究の発展を期し、音楽教育の学術振興および学会の活性化を目的とする。（趣旨）
- (3) 2 年に 1 回、学会賞の受賞者を決定し、賞状ならびに賞金を授与する。賞金は総額で 5 万円とする。（表彰）
- (4) 過去 2 年間に『音楽教育学』及び『音楽教育実践ジャーナル』に掲載された投稿論文の中から原則として 1 編を選ぶ。ただし、候補論文がない場合は、その年度の授与は行わない。（選考対象）
- (5) 学会賞の趣旨をふまえて公正に審議し、審査委員の合議および投票によって決定する。特別の利害を有する委員は当該の審査の決定に関与しないことを原則とする。（選考の方法）

第3条 委員会は、会員のなかから選ばれた下記 7 名の委員をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 当該期間の編集委員会委員長
- (3) 編集委員の経験がありかつ常任理事または理事の経験者から、研究分野・研究方法を考慮して会長が指名し理事会の承認を得た 5 名の委員

第4条 委員会に委員長 1 名をおき、委員のなかから互選する。委員長はその議長となる。

第5条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

附則 この規定は平成 23 年 10 月 22 日より実施する。